

## 東北鉄道会社創立願

伏して惟る（おもいみる）に維新以降百度改進し、而（しかし）して其（その）主とする所、専ら（もっぱら）運輸の利を興し殖産の道を開くに在り故に海は即ち港湾を修し、燈台を築き以て舟楫（しゅうしゅう・・水運）に便し。陸は即ち峻嶮（けんしゅん・・けわしくたかい）を鑿し（さくし・・掘削）橋梁を架けし、以て車馬に益す。これを以て万里比隣（ばんりひりん・・遠くを近くにする）を為し、西陬北蝦（せいすうほっか・・西北の果て）の遠きと雖も（いえども）猶（なお）旬日（10日）を出すして至り。隨いて（したがいて）産業豊盛（ほうせい・・盛んに）し、各地人民皆其恩波（恩恵）に浴する事を得る。

然（しか）るに北陸の一道（北陸道）、帝京（東京）を距ること（さる・・距離）僅かに百有余里。而して北海に瀕し（ひんし・・面し）峻嶺（しゅんれい・・きりたつた嶺）が重疊（ちょうじょう・・幾重にも連なる）として急湍数派（きゅうたんすうは・・いくつもの激流）、其間より横流（おうりゆう・・あふれ流れる）し、崎嶇（きく・・山道のけわしい）艱難（かんなん・・苦労困難）にして行旅（こうりょう・・旅する）跋涉（ばつしょう・・山を越え海を渡る）に苦しみ程途（ていと・・みちのり）常二旬有余日（常に二倍以上日の日）を経過し、且つ（かつ）物貨運輸の如き人肩馬背（じんけんばせ・・人馬による）を仮に旬余日を費やすに非ずんば達する事能はず（あたわず）。

況や（いわんや）隆冬（りゅうとう・・真冬）の際、積雪往々（たびたび）行人（こうじん・・旅人）の跡を絶つに至る。而して海路は又危険非常にして、秋冬以降、怒浪驚濤（どろうきょうとう・・荒れ狂う波濤）船舶を覆没（転覆沈没）する事少なからず。是を以て天產人工（天然人工）の富有と雖（いえども）も海陸共に不便にして輸出入、機に後れ時を失いし、得常に失うを償はず。

且つ（かつ）各地運輸の便益開くるに隨い該地（問題地）の物価益平均を失い、國土日に衰替（衰退）に赴き、所謂ル（いわゆる）起業殖産の如きは固より（もとより）論なし。其嚮（そのさき）來所就の工芸（元々の工業）稼穡（かしょく・・農業）の事と雖も亦（また）將さに（まさに）漸く（ようやく）廢壊（はいかい・・荒廃）せんとす。此の如くにして猶ほ（なお）救濟せんとするは其（その）弊たる（ついえる）豈（あに・・決して）唯、衰替（衰退）のみに止らんや。

利嗣等（前田利嗣等発起者）、此土（此地）の士民に旧故（旧縁）あるを以て  
情誼（じょうぎ）の関する所（関わりがあり）黙視傍観するに忍びず。  
相共に共同以て之を救済せんと欲す。窃に（せつに）思ふ該地の情たる先ず  
鉄道を架設して輸送の便を開くに非んば他に救済すべきの術（すべ）なし。

運輸の便已に（すでに）開けば即ち殖産の道、隨て（したがいて）興り、  
凡（おおよそ）百工商（農工商）業、逐次振起（振り起こる）し、而して其の  
衰替漸く（ようやく）挽回し、士民の恩波に浴するもの亦（また）將に各地に  
劣らさんとす。

然らば（しかば）即ち國家進歩の道に於ける又豈に（あに）必ず少補  
(しようほ・・少なからず助ける) なしと云わんや。因て（よって）利嗣等  
奮然（ふんぜん・・ふるいたち）此業（鉄道敷設）の発起者となり、更に  
東北鉄道会社を興し各率先公衆（民）に謀り（諮り）鉄路を此道（北陸道）に  
延布（えんふ・・展開）し虎杖の険（いたどりのけん・・今庄町虎杖峠）を  
抜き以て江州（ごうしゅう）柳ヶ瀬（滋賀県柳ヶ瀬）の線路に接し、而して  
(しかしして・・それから) 又同国長浜の鉄路を接延し勢州（せいしゅう・・  
伊勢国）四日市港に及ぼさん事を期す。

然（しかる）に其業たる規模宏大、経費鉢万（巨万）、線路亦數十里に綿亘  
(めんこう・・ながく連なる) し公私無数の土地等を貫穿し（かんせん・・  
貫き通す）、且つ其事業により夥多（かた・・おびただしい）の困難を生ずる  
なき能はず。即ち政府特恩の庇護を蒙るに非れば此に從事し以て偉功（いこう  
・・立派な業績）を遂ぐる事、能はず事を恐れる。

故に今、其の允許（いんきょ・・許可）あらん事を請願する条款（じょうか  
ん・・条項）及び会社より政府に対し遵奉（じゅんぽう・・法律命令に従う）  
すべき件々は之を別牒（べつちょう・・別記）に叙列し（じょれつ・・ならべ  
記す）且つ会社創立規則稿及び発起株高録、各一冊を附し併せて上申す。  
尚実際の着手により具陳（ぐちん・・事細かに述べる）する所あらんとす。

伏して冀くは（こいねがわくは）政府、利嗣等の哀情を察し該地の衰替を  
憫み（あわれみ）特に非常の恩典を垂れ以て允裁（いんさい・・決済）あらん  
事を。其会社定款及び申合規則等の如きは將に允許の日を待ちて漸次（ぜんじ・  
次第に）呈進（進呈）する所あらんとす。利嗣等懇願の至りに堪えず。

明治 14 年 8 月

華族	前田利嗣 (としつぐ)	加賀 前田家 15 代藩主
華族	前田斉泰 (なりやす)	加賀 前田家 13 代藩主
華族	前田利同 (としあつ)	越中 前田家 13 代藩主
華族	前田利鬯 (としか)	大聖寺前田家 14 代藩主
華族	前田利武 (としたけ)	加賀家分家 男爵
華族	松平茂昭 (もちあき)	越前 松平家 17 代藩主
華族	松平慶永 (よしなが)	越前 松平家 16 代藩主
華族	土井利恒 (としつね)	大野藩 8 代藩主
華族	本多副元 (ふくもと)	福井藩家老 武生藩主
華族	小笠原長育 (ながなり)	勝山藩 10 代藩主
華族	有馬道純 (みちずみ)	有馬家丸岡藩 8 代藩主
華族	間部詮道 (あきみち)	鰐江藩 9 代藩主
華族	大谷光蛍 (こうえい)	東本願寺 22 代法主
華族	大谷光尊 (こうそん)	西本願寺 21 代法主

東京府知事 松田道之 殿  
右出願に付奥印仕候 (つかまつりそうろう) 也  
(奥印・記載事項の確認証明)

明治 14 年 8 月 8 日

東京府本郷区長 加藤治幹